

倉吉市議会議員政治倫理条例

倉吉市議会議員政治倫理条例（平成 15 年倉吉市条例第 15 号）の全部を改正する。

政治倫理の確立は、議会政治の根幹である。倉吉市議会議員は、市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、議員としての良心と責任を持って政治活動を行い、自ら研鑽を積み、市民の信頼に応えるように努めなければならない。

ここに、倉吉市議会の権威と名誉を守り、議会制民主主義の健全な発展に資するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、倉吉市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第 2 条 議員は、市民全体の代表者として、法を遵守し、市政に関わる自らの役割及び責務を自覚するとともに自ら研鑽を積み、良心及び責任を持って政治活動を行わなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。議員在職期間中の事実に係る疑惑については、その職を退いた後も同様とする。

（市民の責務）

第 3 条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を有することを自覚するとともに、議員の政治活動に対し関心を持つよう努めなければならない。

2 市民は、議員に対し、次条に規定する政治倫理基準に反するような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準）

第 4 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を守らなければならない。

- (1) 市民の議会に対する信頼を失墜させるような、議員としての品位を著しく損なう行為を行わないこと。
- (2) 自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利益を生じさせるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしないこと。
- (3) 市民に疑念を抱かせないよう、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で自らが役員をし、又はそれと同等の影響力を有しているものに法令を遵守させること。
- (4) 市の職員又は市の関係団体の役員若しくは職員（以下「市等の役職員」という。）に対し、公正な職務の執行を妨げるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしないこと。
- (5) その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、市等の役職員に対し、精神的又は身体的に苦痛を与えないこと。
- (6) 公正を疑われるような金品その他経済的利益を与え、又は得ないこと。
- (7) 公正を疑われるような公金の支出の要求をしないこと。
- (8) 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。
- (9) 議員の資金管理団体及び後援団体に、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせないこと。
- (10) 暴力団その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）を利用し、若しくは暴力団等に利用され、又は暴力団等の活動に関与しないこと。

（兼業の自粛）

第 5 条 議員は、市に対し請負をする法人等又は市から財政的補助を受ける法人等の役員に就任することを自粛するよう努めるものとする。

（審査の請求）

第 6 条 市民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項に規定する選挙権を有する者の総数の 100 分の 1 以上の者の連署を、議員にあっては議員定数の 3 分の 1 以上の者の連署を

もって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

（政治倫理審査会の設置等）

第7条 議長は、前条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）があったときは、倉吉市政政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を付託しなければならない。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、市民を代表する者、学識経験者及び議員のうちから、議長が委嘱する。

3 委員の任期は、付託された審査の結果を議長に報告した日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員である議員は、自らが審査の対象となったときは、解嘱されるものとする。

（審査会の職務及び権限）

第8条 審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、資料請求、事情聴取その他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、その旨の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

（審査会の審査結果）

第9条 審査会は、議長から審査の付託を受けた日から起算して90日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

（審査結果の尊重）

第10条 議長は、審査会から報告を受けた審査結果を尊重するものとする。

2 議長は、審査請求のあった事案が政治倫理基準に違反したと認められる場合は、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、対象議員に対して、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

(1) 辞職勧告

(2) 各種委員又は議会役職の辞退勧告

(3) この条例の規定を遵守させるための警告の発出

(4) その他議長が必要と認める措置

3 議長は、審査請求のあった事案が政治倫理基準に違反しないと認める場合は、対象議員の名誉及び信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 議長は、前2項に定めるもののほか、特に必要と認める場合にあっては、所要の措置を講ずることができる。

（職務関連犯罪で逮捕された場合の説明会）

第11条 対象議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までに規定する収賄罪若しくは同法第198条に規定する贈賄罪又はその他の職務に関連する犯罪で逮捕された後においても引き続き議員の職にとどまろうとするときは、議長に市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合において、対象議員は、説明会に出席し釈明するものとする。

（議長職務の代行）

第12条 議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。